

(介護予防)短期入所療養介護重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定 第0950280024号)

当事業所はご契約者に対して(介護予防)短期入所療養介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸梅会
- (2) 所在地 栃木県足利市山下町2753-1
- (3) 連絡先 TEL 0284-64-0765 FAX 0284-64-0767
- (4) 代表者 理事長 源田俊昭
- (5) 設立年月日 平成2年8月10日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 老人保健施設・平成7年1月31日指定・栃木県指令健康第1092-1号
- (2) 事業の目的
(介護予防)短期入所療養介護は、要支援又は要介護状態にあるご利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、療養生活におけるご利用者の機能の維持、回復等、適正な(介護予防)短期入所療養介護を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 介護老人保健施設 グリーンヒルズ21
- (4) 所在地 栃木県足利市大前町1220番地
- (5) 連絡先 TEL 0284-64-1711 FAX 0284-64-1713
- (6) 管理者 施設長 潮田隆一
- (7) 運営方針
ご入所の皆様が、できるだけ快適にお過ごしいただけますよう、全職員が心と心が通じ合うようなサービスを申し上げ、21世紀における望ましい福祉・医療のあり方を目指します。
- (8) 開設年月日 平成7年2月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 30

(10) 利用定員 5人

(11) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
個 室	7 室	
2 人部屋	1 室	
3 人部屋	1 室	
4 人部屋	2 2 室	
食 堂	1 室	
機能訓練室	1 室	
浴 室	2 室	一般浴槽・特殊浴槽
医 務 室	1 室	

☆ 上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所療養介護に義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等との協議の上決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して（介護予防）短期入所療養介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤
1. 施設長（医師）	1 名	0 名
2. 介護職員	20 名	8 名
3. 看護職員	6 名	7 名
4. 支援相談員	2 名	1 名
5. 理学療法士・作業療法士	2 名	2 名
6. 介護支援専門員	2 名	0 名
7. 管理栄養士	1 名	0 名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 医 師	月・水～土 10:00～18:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 早番： 7:00～16:00 3名 日勤： 8:30～17:30 5～6名 遅番：10:00～19:00 4名 夜勤：17:00～ 9:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 日勤： 8:30～17:30 3～4名 夜勤：17:00～ 9:30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:30～8:00 昼食 12:10～12:40 夕食 18:00～18:30

- ・ ただし食費は介護保険の給付対象とならないため、ご契約の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 理学療法士、作業療法士により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他 自立への支援

- ・ 寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

〈サービスの利用料金〉

以下の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じてとなります。）

一日当たりの利用料一覧表

〈従来型個室〉短期入所療養介護費（Ⅳ）

ご契約者の要介護度とサービス利用料	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	7,380 円	7,840 円	8,480 円	9,001 円	9,530 円
うち介護保険からの給付金額	6,642 円	7,056 円	7,632 円	8,100 円	8,577 円
ご契約者の自己負担金(1割の方)	738 円	784 円	848 円	901 円	953 円
うち介護保険からの給付金額	5,904 円 (5,166 円)	6,272 円 (5,488 円)	6,784 円 (5,936 円)	7,199 円 (6,298 円)	7,624 円 (6,671 円)
ご契約者の自己負担金 2(3)割の方	1,476 円 (2,214 円)	1,568 円 (2,352 円)	1,696 円 (2,544 円)	1,802 円 (2,703 円)	1,906 円 (2,859 円)

〈従来型多床室〉

ご契約者の要介護度とサービス利用料	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	8,130 円	8,630 円	9,250 円	9,770 円	10,310 円
うち介護保険からの給付金額	7,317 円	7,767 円	8,325 円	8,793 円	9,279 円
ご契約者の自己負担金(1割の方)	813 円	863 円	925 円	977 円	1,031 円
うち介護保険からの給付金額	6,504 円 (5,691 円)	6,904 円 (6,041 円)	7,400 円 (6,475 円)	7,816 円 (6,839 円)	8,248 円 (7,217 円)

ご契約者の自己負担金 2(3)割の方	1.626 円 (2.439 円)	1.726 円 (2.589 円)	1.850 円 (2.775 円)	1.954 円 (2.931 円)	2.062 円 (3.093 円)
--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

〈従来型個室〉短期入所療養介護費 (I) 【基本型】

ご契約者の要介護度とサービス利用料	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	7,530 円	8,001 円	8,640 円	9,180 円	9,710 円
うち介護保険からの給付金額	6,777 円	7,200 円	7,776 円	8,262 円	8,739 円
ご契約者の自己負担金(1割の方)	753 円	801 円	864 円	918 円	971 円
うち介護保険からの給付金	6,024 円 (5,271 円)	6,399 円 (5,598 円)	6,912 円 (6,048 円)	7,344 円 (6,426 円)	7,768 円 (6,797 円)
ご契約者の自己負担金 2(3)割の方	1,506 円 (2,259 円)	1,602 円 (2,403 円)	1,728 円 (2,592 円)	1,836 円 (2,754 円)	1,942 円 (2,913 円)

〈従来型多床室〉

ご契約者の要介護度とサービス利用料	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	8,300 円	8,800 円	9,440 円	9,970 円	10,520 円
うち介護保険からの給付金額	7,470 円	7,920 円	8,496 円	8,973 円	9,468 円
ご契約者の自己負担金(1割の方)	830 円	880 円	944 円	997 円	1,052 円
うち介護保険からの給付金額	6,640 円 (5,810 円)	7,040 円 (6,160 円)	7,552 円 (6,608 円)	7,976 円 (6,979 円)	8,416 円 (7,364 円)
ご契約者の自己負担金 2(3)割の方	1,660 円 (2,490 円)	1,760 円 (2,640 円)	1,888 円 (2,832 円)	1,994 円 (2,991 円)	2,104 円 (3,156 円)

☆ ご契約者介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更いたします。

〈特定介護老人保健施設短期入所療養介護費〉(日帰りで施設を利用した場合)

利用時間	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 8 時間未満
サービス利用料	6,640 円	9,270 円	12,960 円
うち介護保険からの給付金額	5,976 円	8,343 円	11,664 円
ご契約者の自己負担金(1割の方)	664 円	927 円	1,296 円

うち介護保険からの 給付金額	5.312 円 (4.648 円)	7.416 円 (6.489 円)	10.368 円 (9.072 円)
ご契約者の自己負担 金 2(3)割の方	1.328 円 (1.992 円)	1.854 円 (2.781 円)	2.592 円 (3.888 円)

○ 夜勤職員配置サービス利用料金 (1 日につき)

当施設は夜勤を行う職員の数が厚生労働大臣の定める基準に適合しているため、夜勤職員配置サービスとして以下の利用料金が掛かります。

	夜勤職員配置加算
サービス利用料	2 4 0 円
うち介護保険からの給付金額	2 1 6 円
ご契約者の自己負担金(1 割の方)	2 4 円
うち介護保険からの給付金額	1 9 2 円(168 円)
ご契約者の自己負担金 2(3)割の方	4 8 円(72 円)

○ サービス提供体制強化料金 (1 日につき)

当施設が以下に定める厚生労働大臣の基準により、ご利用者に対し短期入所療養介護を行った場合、サービス提供体制強化加算として以下の利用料金が掛かります。

(※平成 3 0 年 4 月現在、当施設ではサービス提供体制強化加算 (Ⅲ) の料金となります)

サービス提供体制強化加算			
厚生労働大臣が 定める基準	(Ⅰ) 介護福祉士 80% 上 勤続 10 年以上介護福祉士 35% 以上	(Ⅱ) 介護福祉士 60% 以上	(Ⅲ) 介護福祉士 50% 以上 常勤職員 75% 以上 勤続 7 年以上 30% 以上
サービス利用料	220 円	180 円	60 円
うち介護保険から の給付金額	198 円	162 円	54 円
ご契約者の自己負 担分(1 割の方)	22 円	18 円	6 円
うち介護保険から の給付金額	176 円 (154 円)	144 円 (126 円)	48 円 (42 円)
ご契約者の自己負 担分 2(3)割の方	44 円 (66 円)	36 円 (54 円)	12 円 (18 円)

※ () は 2 割負担の方、〈 〉 は 3 割負担の方

○ 送迎サービス利用料金 (片道につき)

入所時及び退所時に送迎を行った場合には、それぞれ片道 1 8 4 円(3 6 8 円)〈5 5 2 円〉
が加算されます。 ☆ 送迎時間の原則 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (応相談)

- 緊急時施設療養費（1日につき／1月に1回連続する3日を限度）
入所中症状が重篤となり救命救急が必要となる場合において、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合518円（1,036円）〈1554円〉が加算されます。
- 緊急短期入所受入対応加算
計画的に行うことになっていない指定短期入所療養介護を緊急的に行った場合は、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90円（180円）〈270円〉が加算されます。
- 重度療養管理加算
要介護度4・5のご利用者であって、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合には、重度療養管理加算として、120円(240円)〈360円〉の加算がつきます。(特定介護老人保健施設短期入所療養介護については1日につき60円(120円)〈180円〉が加算されます。) ※短期入所療養介護費(Ⅳ)の場合は算定しません。
- 介護職員処遇改善加算
厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、入所者に対し、介護保険施設サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、毎月の所定単位数の7.1%（×2）〈×3〉が加算されます。
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
在宅復帰において、厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に、1日につき51円（102円）〈153円〉が加算されます。

■その他のサービス■

以下のサービスも介護保険の対象ですが、医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等が、ご利用者の状態に応じて必要によりサービスを行った場合の料金となります。

- 認知症ケア加算
日常生活に支障を来たすような症状・行動又は意思疎通の困難さが見られることから介護を必要とするご利用者に対して短期入所療養介護を行った場合1日につき、76円（152円）〈228円〉 が加算される。
- 個別リハビリテーション実施加算
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合1日につき240円（480円）〈720円〉 が加算されます。
＊短期入所療養介護費（Ⅳ）の場合は算定しません。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算
医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると判断したご利用者に対して短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき200円（400円）〈600円〉 が加算されます。
- 若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症のご利用者に対して短期入所療養介護を行った場合には若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120円（240円）〈360円〉 が加算されます。
(特定介護老人保健施設短期入所療養介護については1日につき60円（120円）〈180円〉 が加算されます)
- 療養食加算
ご利用者に対して療養食を提供した場合には1回につき8円（1日に3回限度）が加算されます。

介護予防短期入所療養介護

以下のサービスも介護保険の対象で、「要支援」のご利用者に対し介護予防短期入所療養介護を行った場合の利用料金となります。

1日当たりの利用料一覧表

〈従来型個室〉 介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）

ご契約者の要介護度と サービス利用料	要支援 1	要支援 2
	5,660 円	7,110 円
うち介護保険からの 給付金額	5,094 円	6,399 円
ご契約者の 自己負担分（1割の方）	566 円	711 円

うち介護保険からの 給付金額	4,528 円 (3,962 円)	5,688 円 (4,977 円)
ご契約者の 自己負担分 2(3)割の方	1,132 円 (1,698 円)	1,422 円 (2,133 円)

〈多床室〉

ご契約者の要介護度と サービス利用料	要支援 1	要支援 2
	6,010 円	7,580 円
うち介護保険からの 給付金額	5,409 円	6,822 円
ご契約者の 自己負担分 (1 割の方)	601 円	758 円
うち介護保険からの 給付金額	4,808 円 (4,207 円)	6,064 円 (5,306 円)
ご契約者の 自己負担分 2(3)割の方	1,202 円 (1,803 円)	1,516 円 (2,274 円)

〈従来型個室〉 介護予防短期入所療養介護費 (I)

ご契約者の要介護度と サービス利用料	要支援 1	要支援 2
	5,790 円	7,260 円
うち介護保険からの 給付金額	5,211 円	6,534 円
ご契約者の 自己負担分 (1 割の方)	579 円	726 円
うち介護保険からの 給付金額	4,632 円 (4,053 円)	5,808 円 (5,082 円)
ご契約者の 自己負担分 2(3)割の方	1,158 円 (1,737 円)	1,452 円 (2,178 円)

〈多床室〉

ご契約者の要介護度と サービス利用料	要支援 1	要支援 2
	6,130 円	7,740 円
うち介護保険からの 給付金額	5,517 円	6,966 円
ご契約者の 自己負担分 (1 割の方)	613 円	774 円

うち介護保険からの 給付金額	4.904 円 (4.291 円)	6.192 円 (5.418 円)
ご契約者の 自己負担分 2(3)割の方	1.226 円 (1.839 円)	1.548 円 (2.322 円)

☆ ご契約者介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更いたします。

＊ 夜勤職員配置サービス利用料金、サービス提供体制強化料金、療養食利用料金、送迎サービス利用料金、緊急時施設療養費、緊急短期入所受入対応加算、重度療養管理加算、介護職員処遇改善加算については、短期入所療養介護と同様となります。

＊ ■その他のサービス■についても短期入所療養介護と同様となります。
(但し、若年性認知症入所者受入加算は120円 (240円) (360円) のみとなります。)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食費

利用者負担が第1段階から第3段階の方 1日あたり 1,445円 (基準費用額)
第4段階の方 1日あたり 1,770円
(朝食380円、昼食630円、夕食630円、おやつ130円)

☆ ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金になります。

② 滞在費

【従来型個室】

利用者負担が第1段階から第3段階の方 1日あたり 1,728円 (基準費用額)
第4段階の方 1日あたり 2,010円

【多床室】

利用者負担が第1段階から第3段階の方 1日あたり 437円 (基準費用額)
第4段階の方 1日あたり 510円

☆ ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金になります。

③ 日常生活品費

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用です。

利用料金：1日あたり 210円

④ 教養娯楽費

レクリエーションで使用する、折り紙、絵画、塗り絵、習字等の費用です。

利用料金：1日あたり 150円

⑤ 理髪・美容

ご希望者に理・美容師の出張サービス（調髪・顔剃・洗髪・パーマ等）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,750円から

⑥ その他

- ・洗濯代：業者委託された場合のみ実費をお支払いいただきます。
- ・健康管理費：インフルエンザ予防接種に係わる費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑦ 行事、レクリエーション

ご契約者の希望により行事やレクリエーションに参加していただくことができます。

⑧ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

- ア. 前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求書を発行しますので、翌月の20日までにお支払いください。
- イ. お支払い方法は原則として郵便局口座自動引き落としとなります。

※ ご契約者による、利用料金の支払いが3ヶ月以上延滞し相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合には当事業所におけるサービスの利用を停止させていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

ご契約者のご希望により、短期入所療養介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は事業者に申し出てください。

5. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情相談窓口（担当者）

〔職名〕 事務長 河内 操

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

足利市役所元気高齢課	所在地	足利市本城3-2145
	電話番号	0284-20-2136
	受付時間	8:30～17:30

安足健康福祉センター	所在地 足利市真砂町1-1 電話番号 0284-41-5900 受付時間 8:30～17:30
国民健康保険団体連合会	所在地 宇都宮市本町12-11 電話番号 028-622-7242 受付時間 8:30～17:30
栃木県社会福祉協議会	所在地 宇都宮市若草町1-10-6 電話番号 028-622-2941 受付時間 9:00～16:00
桐生市役所福祉課	所在地 桐生市織姫町1-1 電話番号 0277-46-1111 受付時間 8:30～17:30

6. 事故発生時の対応

当施設では、施設長の指示のもと、以下により緊急時又は事故発生時の対応をいたします。

- (1) 生命の危険があるとき
ご家族または代理人へ連絡すると共に、救急車により病院へ搬送させていただきます。
- (2) 状態異変のとき
ご家族または代理人へ連絡すると共に、当施設の医師、かかりつけ病院又は当施設の協力病院の指示を仰ぎます。
- (3) 事件・事故のとき
ご家族または代理人へ連絡すると共に、関係機関へ連絡をとり指示を仰ぎます。

7. 身体拘束の廃止・虐待防止について

- (1) 当施設では、原則として身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等におよぶおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険がおよぶことが考えられるときは、ご利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、詳細な記録を作成し、拘束廃止に向けての取り組みを積極的に行います。

- ・緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ・非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限ります。
- ・一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがない場合は、直ちに身体拘束を解除します。

- (2) 当施設はご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	齋藤修一
-------------	------

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知します。
- ・虐待防止のための指針の整備をしています。
- ・職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・サービス提供中に当該施設授業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに所轄庁に連絡します。

8. 個人情報の保護について

- (1) 当施設では、業務上知り得た利用者およびその家族の個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 文書によりあらかじめ利用者またはその家族の同意を得た場合には、下記の利用目的の必要最低限度の範囲での使用または、提供、収集を行います。
 - ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
 - ② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
 - ③ 医療機関、福祉事業書、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
 - ④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
 - ⑤ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議において必要な場合
 - ⑥ その他のサービス提供で必要な場合
 - ⑦ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡の場合
- (3) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示を行います。

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める当施設の消防計画に則り対応を行います。			
協力関係	非常災害時には関係機関や地域住民と連携を取り協力体制のもと対応します。			
防災設備	消火器具	有	非常放送設備	有
	スプリンクラー	有	誘導灯及び誘導標識	有
	自動火災報知設備	有	消防通報設備	有
	自家発電設備	有	蓄電池設備・防排煙設備	有
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：令和6年4月1日 【防火管理者】 大竹正敏			

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.